



# 令和5年4月から



## プラスチック製品の分別回収が スタートします。

プラスチックごみの出し方が、次のように変わります。

これまで(令和5年3月まで)

### 燃やすごみ

黄色の燃やすごみ用指定袋



民間業者が収集するマンションの場合  
無色透明又は白色透明の袋

### プラスチック製品

(「容器」と「包装」以外の  
プラスチックごみ)



(プラスチック製品の例は裏面参照)

変更あり

### 資源ごみ

透明の資源ごみ用指定袋



民間業者が収集するマンションの場合  
無色透明又は白色透明の袋

### プラスチック製の 「容器」と「包装」



変更なし

令和5年4月から

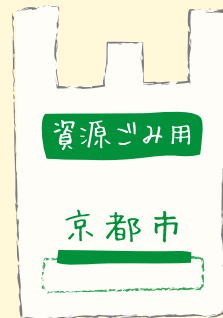
### 資源ごみ

プラスチック製品 を

プラスチック製の「容器」と「包装」

と一緒にに入れてお出してください。

透明の資源ごみ用指定袋



収集日は  
プラスチック製の「容器」と「包装」と同じ日です。

民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋  
ごみの出し方の詳細は、マンションの  
管理会社へお問い合わせください。



※ペットボトルは、引き続き、資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出してください。

お願い!

携帯扇風機、電子たばこ、ゲーム機、スマートフォンなど

リチウムイオン電池使用製品は、火災の原因となるので  
資源ごみや、燃やすごみでは絶対に出さないでください!!!

# 資源ごみとして分別回収するプラスチック製品(例)

## 100%プラスチック素材を使用したもの



## 大部分がプラスチック素材であるもの



- 電池・電気で動く製品は、拠点回収になります。電池を取り外した場合も同様です。
- ごみ袋が縛れる大きさのもの(→目安として最長部が50cm未満のもの)が対象です。
- 大きさにかかわらず、大型ごみとなる品目(ポリタンク、クーラーボックスなど)があります。
- 食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてください。汚れがひどくて取れないものは、燃やすごみで出してください。



# プラスチック製品として分別回収できないもの(例)



※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため

詳しくは

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453

令和4年11月 京都市印刷物 第044527号



この印刷物が不要になれば、「雑がみ」として古紙回収へ!

